

こうれいしょうひしゃ しょう しょうひしゃみまも ねつとわーく れんらくきょうぎかい  
高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会

だい14 かいかいごう もうしあわ  
第14回会合 申合せ

へいせい30ねん 10がつ 16にち  
平成30年10月16日

こうれいしょうひしゃ しょう しょうひしゃみまも ねつとわーく れんらくきょうぎかい  
高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会

こうれいしゃ しょう しゃ しょうひしゃひがひ ま こ く かい ひがひしゃ おお  
高齢者・障がい者は、消費者被害に巻き込まれやすく、また、繰り返し被害者になることが多いこ  
とから、周囲で見守る方々の気づきが何より大切である。その気づきを速やかに消費生活センターに  
つなぐことによって被害の未然防止と早期発見による拡大防止を図ることが可能となる。

へいせい ねん4がつ かいせいしょうひしゃあんぜんほう しこう かくちほうこうきょうだんたい しょうひしゃあんぜんかくほちいききょう  
平成28年4月、改正消費者安全法が施行され、各地方公共団体には「消費者安全確保地域協  
ぎかい せつち かのう こうれいしゃ しょう しゃ あんぜん あんしん く しゃかい めざ へいせい  
議会」の設置が可能となった。高齢者・障がい者が安全・安心に暮らすことができる社会を目指し、平成  
ねん まつげんざい ちほうこうきょうだんたい しょうひしゃあんぜんかくほちいききょうぎかい せつち しょうひせいかつそうだん  
30年9月末現在、179地方公共団体に消費者安全確保地域協議会が設置され、消費生活相談におい  
ても機能の充実強化が進められている。また、より実効性のある見守り活動を行うため、各地で工夫を  
こ だまねこうぎなど じっし みまも にな て いくせい はか  
凝らした出前講座等が実施され、見守りの担い手の育成も図られている。

ちいき さら こま みまも かつどう すいしん ほんれんらくきょうぎかい あら こうせい  
地域において、更なるきめ細かな見守り活動を推進するため、本連絡協議会においては、新たな構成  
だんたいおよ かんけいしよだんたい ちいききょうぎかい せつちそくしん めざ こうれいしゃ しょう しゃ しょうひしゃ  
団体及び関係諸団体とともに地域協議会の設置促進を目指し、高齢者・障がい者が、消費者とし  
りえき ようごおよ ぞうしん いっそうはか と く  
ての利益の擁護及び増進がより一層図られるよう取り組むものとする。

1. 【発信】(はっしん) かくこうせいいん こうれいしゃ しょう しゃ しょうひしゃとらぶるぼうし せつきよくてき じょうほうはっしん  
各構成員は高齢者、障がい者の消費者トラブル防止のため、積極的な情報発信

おこな  
を行う

かくこうせいいん こうれいしょうひしゃ しょう しょうひしゃなど たい みちか そんざい あくしつしょうほう  
各構成員は、高齢消費者・障がい消費者等に対して身近な存在であることから、悪質商法や  
りこーる じょうほうなど あんぜん あんしん かが じょうほう しょうひせいかつそうだんまどぐちなど しょうひせいかつ かん じょうほう  
リコール情報等の安全・安心に関わる情報、消費生活相談窓口等、消費生活に関する情報  
について、インターネット、広報誌、その他様々な場を活用して、高齢者や障がい者、周りの方々  
せつきよくてき じょうほうはっしん ぎょうせい てきじ てきせつ せいかく じょうほう ていきょう しく けんどう  
へ積極的に情報発信していく。行政は、適時・適切かつ正確な情報を提供する仕組みを検討  
する。

2. 【連携】(れんけい) かくこうせいいん たよう しゅたい きんみつ れんけい こうれいしょうひしゃ しょう しょうひしゃ みまも  
各構成員は多様な主体と緊密に連携して、高齢消費者・障がい消費者を見守り

しょうひしゃとらぶる ひがひ かいふく みぜんぼうし と く  
消費者トラブルの被害の回復と未然防止に取り組む

かいせいしょうひしゃあんぜんほう ていぎ しょうひしゃあんぜんかくほちいききょうぎかい いか ちいききょうぎかい  
改正消費者安全法に定義された「消費者安全確保地域協議会」(以下「地域協議会」という)は、

くにおよ ちほう こうきょうだんたい きかん ちいき かんれんきかん しょうひせいかつきょうりょくだんたい しょうひせいかつきょうりょくいん  
国及び地方公共 団体の機関、地域の関連機関、消費生活 協 力 団体または消費生活 協 力 員、  
じぎょうしゃかんけいなど そしき  
事業者関係等により組織することとされている。

かくこうせいいん ちほうこうきょうだんたい さんか だんたい はたら せつきよくてき ちいききょうぎかい さんかく  
各構成員は、地方公 共 団体や傘下の団体にも働きかけ、積 極 的に地域協議会に参画する。

3. 【参画】(さんかく) かくこうせいいん こうかてき じょうほうはっしん しょうひしゃきょういく けいはつ とりくみ せつきよくてき さんかく  
各構成員は効果的な情報発信、消費者教育・啓発の取組に積 極 的に参画する

かくこうせいいん みまも かつどう にな て とくいぶんや かつよう しょうひせいかつ かん じょうほうはっしん しょうひしゃ  
各構成員は見守り活動 の担い手の得意分野を活用した消費生活に関する情報 発信、消費者  
きょういく けいはつ じっせんてき とりくみ つう こうれいしゃ しょう しゃごじしん しょうひしゃもんだい かんしん たか  
教育・啓発の実践的な取組を通じて、高齢者や障 がい者御自身が消費者問題への関心を高め、  
ちいき しょうひしゃとらぶるぼうし かつどう さんかく と く  
地域における消費者トラブル防止の活動に参画できるよう取り組む。

4. 【検証】(けんしょう) かくこうせいいん かつどうじょうきょう ていきてき けんしょう ひつよう おう しえん ちほうこうきょうだんたい  
各構成員は活動状 況 を定期的に検証し、必要に応じた支援を地方公 共 団体に

はたら  
働きかける

かくこうせいいん いちねん め ど じょうき かん ふおろーあつぷ かいぎ かいさい  
各構成員は、一年を目途に、上記 1. から 3. に関するフォローアップのための会議を開催し、  
かだい きょうゆうか はか ひつよう おう しえん ちほうこうきょうだんたい はたら  
課題の共有化を図り、必要に応じた支援を地方公 共 団体に働きかける。

いじょう  
以上